

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

事務連絡
令和5年6月21日

自動車局旅客課地域交通室長

賃渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の
賃渡し（レンタカー）の賃渡料金の届出について

レンタカーの賃渡料金の届出については、道路運送法施行規則第52条第2項及び
通達「賃渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の賃渡し（レンタカー）の取
り扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号。以下「基本通達」とい
う。）において、許可申請時及び賃渡料金の変更時に届け出ることとしているところ
であるが、今般、賃渡料金の届出について下記のとおり取り扱うこととしたため、遺
漏なきよう取り扱わねたい。

記

1. 賃渡料金は、賃渡自動車の車種（クラス）及び賃渡期間（時間）ごとに基本料
金（当該車種（クラス）・賃渡期間（時間）の組み合わせに応じて通常適用され
る賃渡料金をいう。以下同じ。）を確定額で届け出ることとする。
2. 基本料金を下回る料金（割引料金）での賃し出しを行う場合、各事業者の自助
努力による割引であり別途の届出は要しないが、基本料金を超える料金（割増
料金）を收受する場合は、割増料金について別途の届出を要する。
3. 割増料金については、確定額のほか上限額を届け出ることも可能とする（※）。
4. 賃渡料金は、基本通達2.（8）に基づき、利用時点における賃渡料金について
確定額をもつて借受人に明示しなければならない。

※上限額の届出については、実際に賃渡料金の上限額として想定している額を超えた
額を届け出るなど、賃渡しの実態を踏まえて賃渡料金の届出が実質的に屢々されて
いないと認められる場合、届出額の変更を促すなど適切に指導されたい。

（届出の例）

①基本料金及び上限額の届出

（例） 乗用車 C クラス 1 日

基本料金：8,000 円 上限額：12,000 円

通常朝は基本料金、繁忙期、休日などは上限額の範囲内で設定
閑散期は、基本料金を下回る金額で設定

②基本料金及び上限額（比率で表す場合）の届出

（例） 乗用車 S クラス 1 日

基本料金：12,000 円 上限額：基本料金の 150%

①に同じ